

## 公益社団法人 日本小児歯科学会 入退会および会費に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本小児歯科学会定款の規定に基づいて、会員の入会、退会、入会金および会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会)

第 2 条 本会に入会しようとする者は定款第 7 条に基づき、理事会で定める所定の入会申込書を提出するものとする。

### (記載事項の変更の届出)

第 3 条 会員は、前条の記載事項に変更を生じたときは、30 日以内に本会に届け出なければならない。

### (入会金および会費)

第 4 条 会費は次のとおりとし、前年度末日までに納入するものとする。但し、2 か年以上会費を滞納した会員は、その資格を喪失する。

#### (1) 入会金

正 会 員：金 1000 円

準 会 員：金 1000 円

学 生 会 員：金 1000 円

賛 助 会 員：金 1000 円

単年度会員：金 1000 円

#### (2) 年会費

正 会 員：金 15000 円

準 会 員：金 5000 円

学 生 会 員：金 1000 円

単年度会員：金 5000 円

賛 助 会 員：1 口 金 5 万円 (1 口以上)

2 名誉会員は、入会金、会費を免除する。

3 会員から徴収した会費は、その額 50%以上を公益目的事業に使用し、それ以外の額を公益目的事業以外の事業および管理業務やその他の法人全般に係る事項に使用する。

4 会費は、特別な事情のある会員に対して、総会の決議を経てこれを減免することができる。

### (退会)

第 5 条 本会を退会しようとする者は定款 9 条に基づき、理事会で定める所定の退会届を提出することにより退会できる。

### (会員の義務)

第 6 条 会員は本会の諸規則、倫理規定を遵守しなければならない。

### (規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。